

北杜市新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

新型コロナウイルスに負けない 「オール北杜」の支え合いガイドライン

初版

令和2年7月

北杜市新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

5月14日、山梨県は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言から解除されました。

しかし、日本各地で感染症は収まらず、感染予防と常に向き合った不安な生活を送っていただかなければなりません。

新型コロナウイルスの脅威から、自分自身や身近な家族、友人の「大切な命」、また、地域経済を支える事業者の経営を守るためには、お一人おひとりが「新しい生活様式」を日常生活に取り入れ、しっかりと感染予防に取り組むことが必要です。

新型コロナウイルスとの戦いは、今後、長期化することが考えられます。

「オール北杜」で共に支え合い、新型コロナウイルスに立ち向い、安全・安心な「ふるさと北杜」を築くため、ガイドラインを定めましたので、ご活用ください。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の国・県の対処方法に変更や、感染拡大の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行います。

目 次

1 市民のみなさまへ	4
～自分自身と大切な家族、友人、そして地域を守るために～	
(1) 日常生活の基本的な10のポイント	4
(2) 移動に関する感染対策の4つのポイント	6
(3) 各場面別の感染対策のポイント	7
(4) 働き方の新しいスタイル転換を検討	8
(5) 人との接触を8割減らす、10のポイント	10
2 事業所・店舗のみなさまへ	11
～安全・安心な「ふるさと北杜」のために～	
(1) [共通事項] すべての事業所・店舗において実施すべき主な取組例・・・	11
(2) [個別事項] 施設の特性に応じた感染拡大予防対策	13
① スーパーマーケット等生活必需物資の小売店	13
② 飲食店	14
③ 宿泊施設	14
④ 遊技施設	15
⑤ 遊興施設等	16
⑥ 学習塾・習い事・教習所	17
⑦ 博物館・美術館・ホール	17
⑧ 交通機関等	18
⑨ 冠婚葬祭	19
⑩ レジャー関連	
(観光農園・キャンプ場・牧場・ゴルフ場・テニスコート・登山など)・・・	20
⑪ 建設業	21
⑫ 農業	22
3 市有施設等における感染予防指針について	23
～ともに守ろう みんなの施設～	
(1) [共通事項] すべての市有施設等において努める取り組み	23
(2) 施設の消毒・環境整備について	24
(3) 職員の健康管理について	25
(4) 感染症の疑いのある利用者の対応について	25
(5) その他	26
(6) [個別事項] 施設の特性に応じた感染拡大予防対策	27
① 幼稚園、小中学校および高等学校等	27

②社会体育施設	27
③社会教育施設	28
④ホール施設	29
⑤図書館	30
⑥観光施設等	30
⑦道の駅、農産物直売所、農業関係施設等	31
⑧保健センター	32
⑨介護施設等	33
⑩障がい者施設等(障害者総合支援センター・デイケア)	33
⑪高齢者施設(武川高齢者活動センター)	33
⑫子育て支援施設 (保育園・放課後児童クラブ・児童館・子育て支援センター・ つどいの広場)	33
⑬火葬場(北の杜聖苑)	34
⑭囲碁美術館	35
⑮資料館施設	35
⑯オオムラサキセンター	36
⑰市役所本庁舎・総合支所・出張所	36
⑱避難所施設	37
4 公民館、集会施設での会議、打合せの開催について ～地域のために一人ひとりができること～	38
5 山梨県内における催物(イベント等)の開催について	40
【参考】	
施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準(山梨県)	42
業種別ガイドラインについて(内閣官房)	49

1 市民のみなさまへ

「新しい生活様式」の実践について

～自分自身と大切な家族、友人、そして地域を守るために～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防には、日常生活と予防対策を両立していかなければなりません。

感染を予防する「新しい生活様式」と「人との接触を8割減らす、10のポイント」を、日常生活に取り入れましょう。

【感染予防の3つの基本】

- ①身体的距離の確保
- ②マスクの着用
- ③手洗い

(1) 日常生活の基本的な10のポイント

□ 自らの健康管理を徹底

- ～毎朝、体温測定と健康チェックを行う
- ～熱があるとき、体調不良のときは、無理せず自宅で療養する
- ～自宅や、人が密集しない場所で適度に運動する
- ～毎日の健康管理の記録をつける

□ 人との距離を確保

- ～外出先などで、できるだけ2m、最低1mの間隔を空ける

□ 会話をするとき

- ～可能な限り真正面を避ける

□ マスクの着用など咳エチケットを徹底

- ～外出時や屋内にいるとき
- ～会話をするとき
- ～症状がなくてもマスクを着用する

□ まめに手洗い・手指消毒

～帰宅したとき

～多くの人が触れる部分に触ったとき

～手洗いの際は、30秒程度かけて水と石けんで丁寧に

□ 家に帰ったら

～手や顔を洗う

～できるだけすぐに着替える

～シャワーを浴びる

□ 家にいるときも

～日中は2～3時間ごとに窓や扉を開ける

～家族がよく触れる場所の消毒をする

□ ごみ出し前に確認を

～ごみ袋はしっかり縛り、破れてないか確認

～使用済のマスク、ティッシュはビニール袋に入れる

～ごみ袋はいっぱいにならない

□ 遊びに行くなら

～屋内より屋外を選ぶ

□ 3つの密を避ける

～感染のリスクが高まる次のような場所はできる限り避ける

「換気の悪い密閉空間」

「多数が集まる密集場所」

「間近で会話や発声をする密接場面」

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより
厳重にする

(2) 移動に関する感染対策の4つのポイント

□ 帰省や旅行はひかえめに

□ 出張はやむを得ない場合に

□ 発症したときのために

～誰とどこで会ったかをメモにする

□ 地域の感染状況に注意

～次の場合は移動を控える

「感染が流行している地域からの移動」

「感染が流行している地域への移動」

(3)各場面別の感染対策のポイント

①買い物

- ☐ マスクを着用する
- ☐ 家族単位など大人数での買い物を避けるよう心がける
- ☐ 出来るだけ、電子決済を利用する
- ☐ 買い物の計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめにする
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペースを空ける
- ☐ 通販も利用する

②娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用する
- ☐ ジョギングは少人数で行う
- ☐ すれ違うときは距離をとる
- ☐ 予約制を利用する
- ☐ 歌や応援は、十分な距離を空けるかオンラインで行う

③公共交通機関の利用

- ☐ マスクを着用し、会話は控えめにする
- ☐ 混んでいる時間帯は避ける
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する
- ☐ どの電車、バス等に乗ったかメモする

④食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも利用する
- ☐ 状況によっては、屋外空間で食事をする
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に盛る
- ☐ 対面ではなく横並びで座る
- ☐ 食事中は、控えめに会話する
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける
- ☐ いつ、誰と、どこの店で食事したかなどをメモする

⑤冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 大人数での会食は避ける
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4)働き方の新しいスタイル転換を検討

- ・テレワークやローテーション勤務を取り入れる
- ・時差通勤を取り入れる
- ・オフィスでは、3つの密を避ける
- ・会議はオンラインで行う
- ・名刺交換はオンラインで行う
- ・対面での打合せは換気とマスク着用を徹底する

市職員においては、「北杜市新型コロナウイルス感染症行動マニュアル」による。

資料1 「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議資料より抜粋）

(5) 人との接触を8割減らす、10のポイント

- ☐ ビデオ通話でオンライン帰省
- ☐ スーパーは1人または少人数ですいている時間に
- ☐ ジョギングは少人数で 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 待てる買い物は通販で
- ☐ 飲み会はオンラインで
- ☐ 定期受診は間隔を調整 診療は遠隔診療
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ 飲食は持ち帰り、宅配も
- ☐ 仕事は在宅勤務。医療・インフラ・物流など社会機能維持のために必要な通勤以外の通勤は控えよう
- ☐ 会話はマスクをつけて

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守るよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で オンライン帰省 	2 スーパーは1人 または 少人数で すいている時間に 	3 ジョギングは 少人数で 公園は すいた時間、 場所を選ぶ 
4 待てる買い物は 通販で 	5 飲み会は オンラインで 	6 診療は 遠隔診療 定期受診は間隔を調整 
7 筋トレやヨガは 自宅で動画を活用 	8 飲食は 持ち帰り、 宅配も 	9 仕事は 在宅勤務 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために 
10 会話は マスク をつけて 	3つの密を 避けましょう 1. 換気の悪い密閉空間 2. 多数が集まる密集場所 3. 間近で会話や発声をする密接場面	

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
 も、同様に重要です。

2 事業者・店舗のみなさまへ ～安全・安心な「ふるさと北杜」のために～

事業者・店舗のみなさまにおいては、施設の使用制限の段階的な緩和により事業を再開するに当たり、みなさまの事業やお客さま、従業員を守るためにも、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた対策の徹底が必要です。

各業界団体が作成したガイドラインとともに参考にいただき、事業者のみなさまそれぞれ感染予防に向けた対策に取り組みましょう。

(1) [共通事項]すべての事業所・店舗において実施すべき主な取組例

(実効性の確保)

- ☐ 各事業所や店舗において、感染症予防対策の実施に係る責任者を選任
- ☐ 日々の対策確認のための「チェックシート」の用意
- ☐ 感染対策の「見える化」のためのポップの掲示
- ☐ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握

(密集・密閉・密接の回避)

- ☐ 予約制の導入等による利用者の入場制限、テーブル・椅子の配置等の工夫による利用者同士の間隔確保、床サイン等による行列の間隔確保(できるだけ2m、最低1m)
- ☐ 利用者の入場時の健康確認
- ☐ 在宅勤務や時差出勤など従業員の勤務体系・勤務場所の分散
- ☐ 頻繁な換気
- ☐ 従業員や利用者のマスクの着用
- ☐ アクリル板や透明ビニールカーテンなどによる遮断措置の設置

(施設衛生対策)

- ☐ 従業員や利用者の施設入口等での手指消毒の徹底
- ☐ 施設(トイレ含む)・物品の徹底した清掃・消毒

- ごみの回収はマスク手袋着用、ごみ袋は密閉して廃棄、廃棄後の手洗いの徹底
- 毎日の従業員の健康チェック(必要に応じて検温)、ユニフォーム等のまめな洗濯または交換
- 発熱等体調不良時の利用制限・自粛など、利用者へ周知徹底

(チェックシートの確認)

- 県からの協力要請(※)の対象となった施設については、各業界団体が作成する感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリストによる確認を毎日実施し、その都度業界団体に報告

※新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく、施設の使用停止の協力要請

(2)[個別事項]施設の特性に応じた感染拡大予防対策

(1)共通事項のほか、個別業種ごとの取り組み例を示しますので、感染予防に向けた対策に取り組みましょう。

また、詳細については、山梨県 HP の「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準(<https://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/> 感染拡大予防ガイドライン作成基準:本ガイドライン 36 ページ参照)」および内閣官房 HP の「新型コロナウイルス感染症対策(<https://corona.go.jp/> 業種ごとの感染症拡大予防ガイドライン一覧:本ガイドライン 43 ページ参照)」から確認ができます。

① スーパーマーケット等生活必需物資の小売店

- ☐ 混雑時の入店制限のほか、混雑や待ち列が生じる可能性がある場合は、入店者の分散化が図られる方法等を検討する。
- ☐ 休憩スペースやイートインスペースを使用する場合は、テーブルの配置や間隔の確保に留意し、必要に応じて利用を制限する。
- ☐ 従業員の休憩所や、事務所等においても「3つの密」を避けるための対策を講じ、共用電話などの消毒を定期的に行うなど予防に努める。
- ☐ 店舗の通常の清掃に加え、買物カゴ等手に触れる機会が多い個所、機材等は定期的に消毒する。
- ☐ 家族単位などでの大人数での買い物を避けるよう周知する。
- ☐ レジまでの動線等を工夫し、レジを増設する等のキャパシティアップを図り、レジ前での飛沫感染防止の取組を行う。
- ☐ 入店者に対し、レジ待ちで他者と一定程度の間隔(できるだけ2m、最低1m)を取るよう周知する。
- ☐ 食料品の試食販売をやめ、総菜等、顧客が自ら取り分ける販売方法は、パック・袋詰め販売へと変更する。
- ☐ 注意事項を店頭等にポスター掲示するとともに、アナウンス実施などにより入店者に協力を求める。

② 飲食店

- ☐ 大皿での提供は原則避けて、料理は個々に提供する。個々に提供できない場合は、従業員等が取り分けるなどの工夫を行う。
- ☐ 来店客に対して、グラス等の回し飲みは控えるよう注意喚起を行う。
- ☐ 会計処理に当たる場合は、可能であれば、電子マネー等非接触型決済を導入する。現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合は、手渡しで受け取らず、コイントレイなどを使用する。
- ☐ レジと来店客の間やテーブル上にアクリル板等の仕切りを設置するとともに、他グループとの相席は避けるようにする。
- ☐ トイレのハンドドライヤーは使用を中止し、ペーパータオルを置き、汚物はふたをして流すよう、使用者に注意を促す。

③ 宿泊施設

- ☐ チェックイン・アウト時に密にならないよう、対人距離(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ☐ ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での入場人数制限を行う。
- ☐ 自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行するとともに、運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置する。
- ☐ 団体旅行などは、代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請する。
- ☐ 館内・客室案内は、従業員による説明ではなく、文書の配布や動画の紹介等を導入する。
- ☐ 部屋の設備・備品の消毒・交換、使い捨てスリッパ、使用済アメニティの廃棄などを徹底する。
- ☐ 浴室・浴槽内の対人距離の確保、換気強化、ロッカーなど消毒を徹底する。

- 宴会、会食時の横並び着席の推奨(座席レイアウトの変更)と、参加人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意する。
- 鍋料理や刺身盛りは、一人鍋、一人盛りに極力変更する。
- ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代えることを検討する。
- 客室内での料理の提供は、できるだけ一度に料理を提供し、従業員の客室への入室回数を少なくする。
- 客室でのチェックイン手続きへの変更とカード決済による非対面チェックアウト手続きを検討する。
- 万一、感染の疑われる宿泊客がいる場合は、客室内で待機、マスク着用及び外に出ないようにお願いする(同行者も同様)。
- 食事も客室にお届けし他の宿泊客との接触を避ける。その宿泊客と対応するスタッフも限定する。対応時にはマスクを着用する。
- 保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う。
- 事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理し、保健所への提出に備える。
- 館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う。

④遊技施設

- マスク着用のうえ、十分な座席間隔を確保するとともに、入退出時や集合場所等で人と人との十分な間隔を確保する。
- 適切な換気を行うとともに、利用者の入れ替えのタイミングを利用し、遊技機等の消毒を行う。

- ☐ 利用者同士が大声で会話しないよう呼びかけるとともに、従業員が確認できるように BGM や機械の効果音を最小限にする。
- ☐ 人と人とが対面する場所においては、透明ビニールシートなどを設置するとともに、接客時には手袋を着用する。
- ☐ 通路等で立ち見する利用者がいないよう呼びかけを行うとともに、利用者数が増え、密集の恐れがある場合には、入場制限を行う。

⑤遊興施設等

- ☐ 原則、換気設備による換気を適切に行い、一人あたり毎時30m³の必要換気量を確保する。
- ☐ 複数人が利用する場合は、一人あたりの専有面積を最低3m²として一部屋の人数を制限する。
- ☐ 飲食の提供を行う場合は、最低2mの対人距離を確保し、人と人とが対面しないようにするとともに、大皿を避け、料理を個々に提供する。
- ☐ カラオケなど歌唱を行う場合であっても、利用者全員がマスクを着用することを周知し、マイクは利用者ごとに用意する。
- ☐ 利用者の入れ替えのタイミングで、他人と共有する物品や場所の清拭消毒を行うとともに、個室の十分な換気を行う。
- ☐ 利用時間は2時間以内に制限する。
- ☐ 入場者への検温・体調確認を実施し、感染発生時に備えて利用者の連絡先を確認する。
- ☐ 受付カウンター及び会計の列の間隔を確保するため、床サイン等の実施を行う。
- ☐ 歌唱者以外の者の声援や応援を控える。
- ☐ 多数の人が触れる部分、特に口が触れる物は、重点的に消毒を実施する。
- ☐ 特に、キャバレー、バー・スナック(接待を伴うもの)、ナイトクラブ、ライブハウス、音楽スタジオ等については、国において示された業種別ガイドラインを遵守する。

⑥学習塾・習い事・教習所

- ☐ 教室等における塾生同士及び講師との間隔を1～2m確保する。
- ☐ 四方を空けた席配置など、塾生同士の接触を少なくするよう工夫する。
- ☐ 必要に応じて講師に対するフェイスシールドの装着や、ビニールカーテン等を設置する。
- ☐ 感染拡大期においては、オンライン授業やオンラインレッスン、自宅学習に切り替える。
- ☐ 施設が個人宅である場合にも、極力、人と人との距離や、互いに向き合わない方向などを工夫する。
- ☐ 楽器や道具など器具の清拭(消毒することができない場合も多い)を徹底する。
- ☐ グループレッスンをを行う教室は、グループの人数・規模を縮小させること、同席する保護者の数を限定する。
- ☐ 自動車の教習中は、可能な限り、車両の複数の窓を同時に開けて常時換気する。
- ☐ 自動車等の教習を行った都度、ハンドル、シフトレバー、ドアノブなど、頻繁に教習生が触れた箇所を中心に消毒する。

⑦博物館・美術館・ホール

- ☐ 展示配置の工夫や一方通行の設定により、人と人との十分な距離(できるだけ2m、最低1m)を確保する。
- ☐ 音声ガイド、ベビーカー、車椅子等の貸出しに当たっては、十分な消毒を行う。
- ☐ 展示室ごとの人数制限や自動音声による注意喚起、床に目印を付すなど、特定の展示作品の前に、大量の人が滞留しないように工夫する。
- ☐ 直接手で触れることができる展示物は展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する。
- ☐ パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とする。

【公演等の開催時】

- ☐ 座席は原則として指定席とする。
- ☐ 十分な座席の間隔(四方を開けた席配置等)を確保する。
- ☐ 公演来場者と接触するような演出(公演来場者をステージにあげる、ハイタッチをするなど)は行わないこととする。
- ☐ 公演等の会場入口に行列が生じる場合、できるだけ2m、最低1mの間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないよう工夫を行う。
- ☐ 公演等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。
- ☐ 券種やゾーンごとの時間差での入場、退場等の工夫を行う。
- ☐ 入待ち・出待ちは控えるよう呼びかける。

⑧交通機関等

- ☐ 乗客に対し、可能な限り後部座席に乗車するよう周知する。
- ☐ 運転席と後部座席の間等に防護スクリーンを設置する。
- ☐ 運賃・荷物の受け渡し等において、マスクや手袋を用意するとともに、直接接​​触を減らすよう努める。
- ☐ 荷物の受け渡し等の作業は一人で行うか、複数名で行う場合はなるべく距離を取る。
- ☐ 荷物の受け渡し等において、マスクや手袋を着用するとともに、直接接​​触を減らすよう努める。
- ☐ 運転者に対する点呼の際は、適切な距離を保ち、アクリル板等を設置する。
- ☐ 乗務員、乗客等及び2名以上の従業員が同乗する場合のマスク等の着用を行う。
- ☐ 乗務員、乗客及び従業員のカート等の荷役機器取扱時等の手洗い・手指消毒を行う。

- ☐ ごみ廃棄時の衛生管理、従業員のユニフォーム等のまめな洗濯を行う。
- ☐ 車両、座席、つり革等の設備及び車両点検用工具等についての消毒を行う。
- ☐ 座席にかける布について、定期的に洗濯を行う。
- ☐ エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行う。
- ☐ 乗務員の体調管理を行う。
- ☐ 事業所において、テレワークや時差出勤等の変形労働時間制、自家用車通勤を積極的に行う。
- ☐ 業種別ガイドラインの遵守を行う。

⑨冠婚葬祭

- ☐ 参列者の来場時間等を予め把握し、感染予防のため、参列者が密にならないよう係員による誘導等を行う。
- ☐ 施設内複数個所(玄関、会場入口等)に手指の消毒設備を設置する。
- ☐ 従業員はもちろんのこと、列席者には、常にマスクを着用してもらう。
- ☐ 施設内の換気・消毒を徹底する。
- ☐ 式場や会場は、可能な限り広めの会場を手配し、席の間隔は、飛沫感染が防げる十分な間隔(できるだけ2m、最低1m)を開ける。
- ☐ 提供する料理は個人盛りとし、大皿盛りは避ける。
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける。
- ☐ マイクについては、使用の都度、消毒または差し替えを行う。
- ☐ 会葬者へのお茶、おしぼり等は手渡しではなく、セルフサービスで対応する。
- ☐ お焼香またはお線香をあげる際は、十分な距離(できるだけ2m、最低1m)の距離をとって並び、行う。

⑩レジャー関連(観光農園・キャンプ場・牧場・ゴルフ場・テニスコート・登山など)

- ☐ 受付など利用者とスタッフが対面する場所は、十分な距離(できるだけ2m、最低1m)をとるか、アクリル板や透明のビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ☐ 利用者同士の飛沫感染予防のため、施設の人数の制限や並ぶ際の距離(できるだけ2m、最低1m)をとるなどを行う。
- ☐ 施設内の換気・消毒を徹底する。

・観光農園

～利用者にマスクの着用を指導し、熱中症リスクに注意するよう周知する。

・キャンプ場

～他人との距離を十分とれない恐れがある場合にマスクの着用を指導し、熱中症リスクに注意するよう周知する。

・牧場

～騎乗を行っていない際や会話をする際にはマスクの着用を指導する。

～騎乗中のマスクの着用は参加者等の判断による。

・ゴルフ場

～複数人でのプレーの場合や会話をする場合にはマスクの着用を指導する。

・登山

～登山中は、他人との距離が十分とれない恐れがある場合にマスクの着用を指導する。

～マスク着用時は、熱中症及び脱水には十分留意し、こまめに水分摂取を心がける。

- ☐ キャンプ場において、消毒用アルコールは引火の危険があるため、特に子どもは消毒直後に火に近づかないように注意する。
- ☐ 騎乗している時も、感染予防の観点から、周囲の人と十分な距離(できるだけ 2m、最低1m)を空ける(介護者や誘導者の必要な場合を除く)。
- ☐ 脱衣室・浴室・シャワールームは適切な換気を行い、利用人数や時間に制限を設けるなど、密にならない対策をとる。

- 脱衣室・浴室・シャワールームの利用の際は、周囲の人と十分な距離(できるだけ2m、最低1m)を空けることや、利用者同士の会話の自粛を促す。
- 用具(シューズ、クラブ、ラケットなど)を貸し出した際には、使用後必ず消毒する。
- ゴルフ練習場は、1打席1人の利用とするよう周知する。
(子ども連れやカップルは例外)
- 登山は、少人数で行うよう周知する(パーティーは、当面5名以内で)。
- 登山でのソーシャルディスタンスを守るよう周知する。
(登山中の場合は、2m以上の距離が必要)

⑪建設業

- 朝礼時の配列間隔の確保と伝達事項等に即した時間短縮を図る。
- 現場事務所での打合せは、十分な対人間隔の確保や窓等の開放による換気をするとともに、ウェブ会議、メール、電話等の活用により、対面打ち合わせの削減を図る。
- 内装仕上げや設備工事等の室内作業は、工事エリアごとに区画を設定し、換気装置等により換気を行う。
- 狭い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限し、大部屋での作業においても、あらかじめ工程調整等を行い、フロア別に人数を制限する。
- 作業用エレベーターは「3つの密」回避のため、使用のルール化を行う。
- 重機や車両のハンドルや操作レバー等、作業員が頻繁に触れる箇所の消毒をこまめに行い、必要に応じて車両運転時に使い捨てゴム手袋等を着用する。
- 現場の状況に応じ、作業員を複数班に分け、入場時間や退場時間をずらす。
- 現場に車両で移動する際、車両数を増やし、可能な限り相乗りを避ける。
- 外部関係者の立ち入りについては、従業員に準じた感染予防対策の内容を説明し、理解を求める。

⑫農業

- ☐ ハウスや作業場、集出荷施設等の屋内で作業する場合は、マスクを着用し、十分な距離(できるだけ間隔を2m、最低1m)をとる。
- ☐ 農業施設等への部外者の立ち入りを最小限とする。

3 市有施設等における感染予防指針について

～ ともに守ろう みんなの施設 ～

北杜市有施設等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防しながら、市民生活への影響を最小限とするため、各業界団体が作成したガイドラインや山梨県の基準を参考にして対策をまとめました。

市有施設は市民のみなさまの施設です。

ご利用に当たっては、ご理解をいただき、ともに感染予防に努めましょう。

(1) [共通事項]すべての市有施設等において努める取り組み

(感染予防について)

- ☐ 各施設において、感染症予防対策の実施に係る責任者を選任する。
- ☐ 適宜、所管課から適切な指示・指導を受ける体制を整備する。
- ☐ 日々の対策確認のための「チェックシート」を用意する。
- ☐ 感染対策のポスターや「見える化」のためのポップ等を掲示する。
- ☐ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、できる限り連絡先を把握する。
- ☐ 出入り口への消毒箇所の設置、利用者への周知を徹底する。
- ☐ 施設に入る前の手洗いの励行またはアルコール手指消毒薬の使用を周知する。
- ☐ 施設規模による利用者人数を再検討し、できる限り収容定員を抑える。
- ☐ 施設に応じた感染症対策マニュアルを作成・掲示し、職員全員が共有する。

(2)施設の消毒・環境整備について

(屋内施設)

- 屋内施設においては、十分な間隔(できれば2m)を確保する。
- 施設内の次のような共用部分については、利用者が頻繁に触れる場所を、定期的に消毒液等で消毒する(水道～蛇口・ドアノブ・手すり・カウンター)。
～トイレの水道の蛇口・手すり・レバー・ドアノブ・ペーパーホルダー等、利用者が頻繁に触れる場所
～事務室のテーブル・ドアノブ・電話等の共有部分で、職員が頻繁に触れる場所
～会議室等のテーブル・ドアノブ等、利用者が頻繁に触れる場所
- 手洗い場・トイレに石鹸または手指アルコール消毒液を整備し、ポスター等で利用者への周知を徹底する。
- 感染症予防・発生時の対応のための物品を準備する(使い捨て手袋・マスク・エプロン・拭きとり用の布またはペーパータオル、消毒液等、ビニール袋、専用バケツ等)。
- 事務室や利用中の部屋等においては、窓を開放するか、1時間に1回、5分程度、窓を開けるなどの換気を徹底する。
- 消毒や換気の作業確認チェックシート等を作成・掲示し、作業実施を定期的に確認する。

※屋外施設においては、屋内施設の消毒方法に準じて実施することとし、原則、施設管理者が清掃を行う際に合わせて消毒作業を行う。

(3) 職員の健康管理について

- ☐ 職員は、出勤前に各自で体温を測定し、発熱が認められる場合には、出勤停止とする。
- ☐ 職員は健康管理に留意する。
(バランスの良い食事や十分な睡眠・休息、家庭での感染対策)
- ☐ 指定管理施設管理者は、「健康管理シート」等を作成し、職員の体調の管理を行い、体調が悪い職員については医療機関の受診を勧奨し、必要に応じて受診結果・治療内容を把握する。

(4) 感染症の疑いのある利用者の対応について

- ☐ 感染症発症の疑いのある利用者を発見した場合には、速やかに所管課長へ報告し、指示を仰ぐ。
- ☐ 感染症発症の疑いのある利用者がいる場合は、他の利用者と接触しないよう隔離しつつ、医療機関の受診勧奨や救急要請等に関し、所管課を含めて協議する。
- ☐ 感染症の疑いのある利用者が退館後、速やかに清掃・消毒等ができる体制を整備する。

(5) その他

□ 感染者が当該施設の利用をしていた事が判明した場合、所管課長に報告し、対策本部の指示を仰ぐ。

□ 利用者に対し求める取り組み

～主催者及び代表者は、利用者、参加者及び観覧者の健康状態(体温、咳、だるさ、食欲の有無)を把握し、発熱者や体調の悪い方が参加しないよう対処

～飛沫感染を防ぐため、できる限り利用人数を抑える依頼

～まめな換気の徹底

～適宜、参加者への手洗いや手指消毒等の励行

～咳エチケット、参加者にマスクの着用の徹底

～大きな声を出すなど、飛沫が多く飛散する行為の禁止

～施設の利用者等の氏名、連絡先の入った名簿及び「健康状態確認表」等の整備、4週間保管

～利用時間の短縮や人の密集、対面での接触の機会をつくらない周知

～利用後の清掃及び消毒の徹底

□ 展示などの混雑が見込まれる場合の入場制限などを実施する。

「共通事項」のほか、個別の施設ごとの取り組みについては、次の事項を加え、感染予防に向けた対策に取り組めます。

また、各指定管理者においては、山梨県「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」及び内閣府「業種別ガイドライン」を確認の上、必要な対策を取るようお願いしております。

(6) [個別事項] 施設の特性に応じた感染拡大予防対策

①幼稚園、小中学校および高等学校等

- ☐ 教室に人数制限を設けるなど、できるだけ身体的距離を確保し、感染リスクが高い学習活動においては、実施について慎重に検討する。
- ☐ 原則マスクの着用をすることとするが、熱中症等の健康被害が生じる恐れがある場合は、マスクの着用は必要ないものとする。
- ☐ 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしない。
- ☐ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。
- ☐ 運動や体育の授業等は、可能な限り屋外で実施する。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意し、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- ☐ 休み時間等は、廊下やトイレなどの特定の場所に滞留することを避ける。
- ☐ 登園・登校後、体調不良を訴えた場合は、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。

②社会体育施設

- ☐ トレーニングルーム・ロッカールームの使用にあたっては、対人距離が確保できる設備のみ、使用可能とする。
- ☐ 近距離での会話や発声を避けるとともに近距離での人との接触を伴う運動は行わない。
- ☐ 利用者には、運動中以外の時間は、マスク着用を周知する。
- ☐ 休憩所や共用スペースなどでは、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。

- 更衣室については、十分な換気を行い、ロッカーの間隔を空ける。
- 屋内であれば100人以上、屋外であれば200人以上、かつ最低1m(マスクの着用がない場合は2m)の対人距離が確保できないイベントの開催は制限する。

③社会教育施設

- 各施設の貸室の利用人数は、利用可能定員(上限は100人とする。ただし、利用可能定員が50人を超える場合で、当該定員が常時定員の半数を上回る場合は、常時定員の半数を上限とする。)までとする。
- 利用の内容については、人と人の距離の確保がされ、かつ、近接した距離での大声での発声、歌唱、声援または会話等が想定されないものに限る。
- 貸室の予約が同じ時間帯に集中する場合は、開始時間や終了時間をずらし、同時に多数の人が集まらないようにする。
- 貸室使用時は、机を使用の場合は、原則として机1脚に1人掛け、または座席一つおきとし、机を使用しない場合は、一人あたりの占有面積を3㎡確保する。
- 会議等については、対面を避け、やむを得ず対面となる場合は、2m以上の距離を確保する。
- 座学による講座(講師と受講者の対面)は、講師と最前列の受講生との距離を十分に確保する。
- 他の複数の施設等が所在する複合施設の場合は、職員が相互に各施設の感染拡大予防ガイドライン等の感染拡大予防措置を情報共有し、感染拡大予防に努める。
- 調理実習室を使用する際は、常時マスクを着用し、まな手洗いと場面に応じたビニール手袋の着用を徹底し、料理講座や飲食を伴う講座は、料理の大皿からの取り分けを避け、個々に提供する。
- 換気扇は常時使用し、害虫の侵入を防ぐため網戸等の設置されている窓の開放により換気を行う。
- 調理実習室で飲食する場合は、対面を避け、会話を避ける。

- 調理開始前にアルコール主体の消毒液で消毒し、終了後には調理器具、食器、テーブル、イス等の水気を拭き取った後、アルコール主体の消毒液での消毒を徹底する。
 - ※ アルコール主体消毒液での消毒直後は、引火の危険があるため火器の取り扱いに十分気をつける。
 - ※ アルコール主体の消毒液がない場合は、経済産業省が公表している「有効と判断された界面活性剤を含む家庭用洗剤の商品リスト」を参考。
 - 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストを N I T E ウェブサイトで公開しています（随時更新）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>
- 
- ※ ごみを回収する担当者は、マスク、手袋を着用して処理し、その後は十分な手洗いをを行う。

④ホール施設

- 歌唱、大声での発生、大きな動作を伴う内容である場合は、通常よりも休憩回数を増やす、時間を長く取る等の工夫をしてより一層換気に努める。
- 親子席および畳席がある場合は、使用しない。
- ホール利用時の利用者、関係スタッフ、来場者の合計人数は200人までとする。
- ステージ上は原則1m以上（大声の発生や大きな動作を伴う場合は2m以上）の対人距離を確保できる人数、方法により使用する。
- 楽屋、リハーサル室は利用目安人数の半数以下で使用する。
- 入場者に握手・ハイタッチ等の接触を避けるよう呼びかけを行う。
- 合唱、演劇等大きな声の発声や大きな動作を伴う場合は、舞台から客席までの距離を3m以上空けて使用する。
- 催し物の最中に入場者が発声を伴うような態様はできるだけ避ける。
- チケットのもぎり、現金の授受、チラシの配布等を行う場合は、極力人と人が接触しない方法で行う。
- 利用者が長時間施設内に滞在しないよう、利用者に対し利用後の速やかな退館を依頼する。

⑤図書館

- 所蔵する資料を閲覧に供し、貸し出しすることが主な業務であるため、人同士の接触だけではなく、書架をはじめとする館内の設備や備品等への接触や資料の接触利用に伴う感染の可能性について対処し、かつ、利用者に注意喚起する。
- 感染予防のため、「入館可能時間、入館可能者数の設定」、「閲覧スペースの座席数制限等」、「集団での来館の制限等」を行う。
- 感染拡大の予防対策に関して関係各機関との連絡体制を整える。
- 利用者から体調不良の申出があった場合は、利用者の氏名、住所、緊急連絡先等を把握し、必要に応じて保健所等の公的機関に提供することを周知する。
- 本の貸出にあたっては、サービスカウンターの定期的な拭き取り消毒、職員および来館者の手指衛生励行など可能な限り接触感染予防を行う。
- 読書会等の開催に際しては飲食物の提供は行わない。
- 長時間にわたる滞在をしないよう来館者に働きかける。
- 図書館が他の施設に複合する場合、当該施設が定めるガイドラインまたは感染防止措置を遵守する。

⑥観光施設等

- 席の配置が決まっている場合は、机1脚に2人掛けとし、向かい合わないようにするとともに、対面する場合はアクリル板などで遮へいする。
- 従業員に対して、業務開始前に検温・体調確認を行い、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- 入場者に対して、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、原則として、入口で入場者への体調確認を行う。
- 休憩スペースでは、一度の休憩人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。

- 喫煙スペースの使用を制限する。
- レジ等で対面接客する場合は、距離の確保やパーテーションの設置等で飛沫感染を予防する。
- ホテル・旅館においては、ビュッフェスタイルの会食、大皿での取り分けによる食品の提供をしない。
- 管理棟や自炊棟等の多数集まる施設においては、対面での食事や会話を極力避けるよう指導とともに、共用する物品は定期的に消毒を行う。

⑦道の駅、農産物直売所、農業関係施設等

- 混雑時の入店制限のほか、混雑や待ち列が生じる可能性がある場合は、入店者の分散化が図られる方法等を検討する。
- 休憩スペースやイートインスペースを使用する場合は、テーブルの配置や間隔の確保に留意し、必要に応じて利用を制限する。
- 従業員の休憩所や、事務所等においても「3つの密」を避けるための対策を講じ、共用電話などの消毒を定期的に行うなど予防に努める。
- 店舗の通常の清掃に加え、買物カゴ等手に触れる機会が多い個所、機材等は定期的に消毒する。
- 家族単位などでの大人数での買い物を避けるよう周知する。
- レジまでの動線等を工夫し、レジを増設する等のキャパシティアップを図り、レジ前での飛沫感染予防の取組を行う。
- 入店者に対し、レジ待ちで他者と一定程度の間隔(できるだけ2m、最低1m)を取るよう周知を行う。
- 食料品の試食販売をやめ、総菜等、顧客が自ら取り分ける販売方法は、パック・袋詰め販売へと変更する。
- 注意事項を店頭等にポスター掲示するとともに、アナウンス実施などにより入店者に協力を求める。

- ☐ 店舗への入店やレジ待ち時に会話を控えることのお願いや、レジ待ち時における適切な距離の確保のための誘導等を行う。
- ☐ 通常の利用者数を大幅に超え、人が密集する状況になった場合は、入場制限等の対応を行う。
- ☐ 従業員は出勤時、トイレ使用后、売り場・厨房・製造加工施設への入場時には手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ☐ 農業施設を利用するときは、従業員や他の利用者と一定程度の間隔(出来るだけ2m、最低1m)をとる。
- ☐ 農業体験で共同利用する農具等は、使用前後にグリップ部分など肌が触れる部分の消毒を行う。
- ☐ 農業体験で圃場内での作業の時は、他の利用者と一定程度の間隔(出来るだけ2m以上)をとり、会話などする場合はマスクを着用する。

⑧保健センター

- ☐ 貸室の利用人数については、用途に応じて次のとおりとする。
 ～保健指導室：会議、打ち合わせ等・・・27人 体操運動等・・・9人
 ～栄養指導室：会議、打ち合わせ等・・・20人 体操運動等・・・6人
 ～調理実習室：会議、打ち合わせ等・・・34人
- ☐ 施設内での飲食は原則禁止する。

⑨介護施設等

- ☐ トレーニングルーム・ロッカールームの使用にあたっては、対人距離が確保できる設備のみ、使用可能とする。
- ☐ 発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、利用を停止する。
- ☐ 主催者は、利用者に対して発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、原則として、入口で利用者への体調確認を行う。

- ☐ 長時間利用する場合は、定期的な検温を行う。
- ☐ 施設内での食事は禁止する。
- ☐ トレーニング機材は、使用する前後に清掃・消毒をする。

⑩障がい者施設等(障害者総合支援センター・デイケア)

- ☐ デイケアを利用する場合は、1テーブルに1人を原則として、一日の利用者を10人～15人とする。
- ☐ デイケア利用者のテーブル、いすは、使用後消毒を徹底する。
- ☐ デイケアを利用者は、1テーブルに1人を原則として同じ方向を向いて利用する。
- ☐ デイケアを利用者が食事をする場合においても、1テーブルに1人とし、対面での食事は避ける。
- ☐ デイケアを利用者が利用中、体調不良を訴えた場合は、発熱がなくても速やかに帰宅させる。
- ☐ デイケアの調理室を使用する場合は、少人数でビニール手袋を着用し、料理の大量を避け、個々に取り分けて提供する。
- ☐ デイケアを調理室の器具等は、使用前後の消毒を徹底する。

⑪高齢者施設(武川高齢者活動センター)

- ☐ 陶芸及び木工を利用する場合は、共有で使用する器具は使用前後に適切な消毒を行う。

⑫子育て支援施設

(保育園・放課後児童クラブ・児童館・子育て支援センター・つどいの広場)

- ☐ 保育園では、できるだけ身体的距離を確保し、空間を広く利用する。
- ☐ 施設ではマスクの着用をするが、午睡時は、できるだけ身体距離を確保し、マスクの着用は必要ないものとする。

- 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共有しない。
- 教材は個人のものを使用し、児童同士の貸し借りはしない。器具や用具を共有出使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。
- 運動やあそび時間は、可能な限り屋外で実施する。ただし、気温が高い日は、熱中症に注意し、熱中症の恐れがある場合は、屋内（遊戯室や保育室）においてクラス分けなどにより身体距離を確保した上で、特に呼気が激しくなるような運動を避け、マスクの着用は必要ないものとする。
- トイレなどの特定の場所に滞留することを避ける。
- 登園・施設利用時、体調不良を訴えた場合は、速やかに保護者に連絡をとり、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。
- 給食・おやつの時間は、対面を避ける。
- 保育室等は、窓の開閉、もしくは扇風機、空気清浄を利用し、十分な換気を行う。
- 外部講師を招いての行動や保護者参加する運動会、お楽しみ会等の実施については、慎重に検討する。
- 子育て支援センター、つどいの広場は、利用を市内在住者限定とし、時間制限、人数調整、飲食禁止のほか、予約制を導入し、同じ時間帯に集中を避ける。

⑬火葬場（北の杜聖苑）

- 葬儀1件に関し、聖苑への来苑する遺族及び会葬者の人数は最大24人までに制限する。
- 待合室（洋室2室）のイスは24脚とし、対面にならないように配置する。
- 聖苑内での飲食は禁止する。ただし、お茶、コーヒー程度の飲み物は許可する。
- 収骨の際は、密とならないよう収骨室の扉を開放し、聖苑職員の指示により、人と人の間隔を1m以上とる。

⑭囲碁美術館

- 対局室の利用については登録制として初回利用時に登録していただき、人数制限ごとにグループを分け、利用日を指定することで混雑を避ける。
- 滞在時間については、展示室は2時間、対局室は3時間までとして、受付簿の入館時間から確認し、時間内での退館を促す。また、開館時間の短縮を行うことで滞在時間の短縮を図る。
- 大会を実施する場合は、30人程度の小規模で実施する。
対局室では対人距離が確保できないため、長坂総合支所2階大会議室で3つの密回避に努めて実施する。参加者は県内在住者のみ、事前申込み制とする。
- 各種教室については人数制限・グループ分けを行い、実施日を分けて実施する。
- 原則として利用者には上履きを持参していただき、スリッパの利用を控える。
- 入退室時に密集しないように、フロアマーカ一等で2m間隔の表示をし、順番に入退室していただく。
- 対局室では机に対し席を一人一脚とし、対人距離を確保する。
- アクリル板を机に設置し、対面を遮蔽して対局する。
- 対局前、対局後には必ず手指消毒を徹底していただく。また、他者と共有する物品やドアノブ等の高頻度で接触する部分に触れた際は手指消毒、手洗いを実施する。

⑮資料館施設

- 館内にいる入館者が各館の安全利用人数内になるよう、入場制限を行い混雑度の管理をする。
※各館の安全利用人数
北杜市郷土資料館 20名 北杜市考古資料館 20名
浅川伯教・巧兄弟資料館 10名 平田家住宅 10名
- 展示物、展示ケースおよび壁等に手を触れないよう周知する。

- 休憩スペースなどでは、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- 貸施設の使用にあたっては、利用責任者のもと、3つの密を防ぐ対策を講じるとともに、利用者の体調を確認し、発熱のある方、体調不良の方の利用を制限する。
- 貸施設は、安全利用人数以下で貸し出しを行う。
 - ※貸施設の安全利用人数
 - 情報室 10名 調理実習室 10名
 - ふるさと文化活動室 30名 展示・交流コーナー 15名
 - 体験交流室 15名 整理作業室 7名
- 適度な水分補給を除き、施設内での飲食は禁止する。

⑩オオムラサキセンター

- チャイルドルームは、当面の間、使用を控える。
- ライブラリのテーブル、テラスのテーブル・椅子等は、1日1回以上の消毒を行う。
- 工作体験教室は、利用人数に制限を設け、密を避けるよう対応するとともに、使用したテーブル・椅子および機材等は、定期的に消毒を行う。
- ガイドの際は、拡声器等を活用し飛沫による感染を予防する。また、対応する人数に制限を設け密集を避ける。

⑪市役所本庁舎・総合支所・出張所

- 本庁舎本館入口にサーマルカメラを設置し、来庁者の体温セルフチェックを促進する。
- 待ち合わせスペースを十分確保し密を避ける。
- 各窓口に飛沫感染防止ボードを設置し1時間おきに消毒する。
- 事務スペースに飛沫感染防止ボードを設置し、事務機の離隔化を図る。
- 庁舎内テレワーク環境を整備し、事務所内の密を避ける。

- ☐ 外部との会議はオンライン環境を整備し、ウェブ会議を促進する。
- ☐ 庁内の打ち合わせにおいては庁内ネットワークを活用した電子会議を促進する。
- ☐ 職員は別に定める「北杜市新型コロナウイルス感染症行動マニュアル」に基づき、安全及び健康を確保する。
- ☐ 職員は庁内テレワークを活用し、課員の集団感染を防止する。
- ☐ 妊娠又は持病のある職員は、在宅勤務により健康の保持に努める。
- ☐ 職員は、時差出勤を活用し、感染予防を図る。
- ☐ 感染拡大の状況にある地域への出張は控える。

⑱避難所施設

- ☐ 避難者・避難所運営者の健康状態のチェック。
- ☐ 感染の疑いがある方の専用スペースの設置。
- ☐ 避難所で出来ることの徹底。
(手洗い、マスク着用、十分な換気、避難生活での消毒実施、避難所内にいる方の健康チェック)

詳細は、「北杜市避難所運営マニュアル(感染症対策編)」を参照ください。

4 公民館、集会施設での会議、打合せの開催について

～地域のために一人ひとりができること～

地域や各種団体等において行われる会議、打合せ等については、公益財団法人全国公民館連合会の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び山梨県の「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」を踏まえ、次の感染予防策を講じることを前提に開催の決定をしましょう。

□ 十分な換気

～換気設備は備えられているか。

（毎時30m³の換気設備がある場合、25人まで入場可能）

～必要な換気設備が整っていない場合、または換気能力が不明の場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどの方法で必要換気量を確保。

□ 会議の開催時間

～2時間以内とする。

□ 人と人との距離の確保

～最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保する。

～施設の広さに合った参加人数か（最低1人3m²を確保）。

～人と人が対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽。

～近距離での会話や発声を避ける。

□ 出席者のマスクの着用

～出席者に周知する。

□ 手洗い・手指消毒

～入口に消毒設備を設置して、利用者の手指消毒を促す。

～トイレの利用後などには必ず手洗いを行う。

□ 参加者の体調チェック

～参加者に対して、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかける。

～入口での体調確認を実施する。

□ 参加者の名簿作成

～氏名及び緊急連絡、体調状況を記入する。

□ 物品やトイレの衛生管理

～他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所は、またトイレの便座、スイッチ、洗浄レバー等は、定期的に清拭消毒を実施する。

～会議終了後は、テーブル、椅子、備品等の清拭消毒を実施する。

□ 食事の提供

～対面での食事や会話を避ける。

5 山梨県内における催物(イベント等)の開催について

当面、参加人数は5千人以下とすること。これに加えて、屋内にあっては収容定員の半分程度、屋外にあっては人と人との距離(できるだけ2m)を十分確保しましょう。

- 適切な感染予防対策(入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等)を徹底する。
- イベント等そのものを感染拡大のリスクの低い場で行う場合であっても、イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかける。
- イベント等の形態や場所によっては感染拡大のリスクが異なることに十分留意し、例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、参加人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討する。
- イベントの出演者・選手、観客等の移動中や移動先における感染予防のための適切な行動管理(例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避)を行う。
- また、イベントの主催者等は、参加者名簿作成による連絡先等の把握や接触確認アプリの利用の呼びかけなど、感染の拡大予防への取り組みを行う。

【参考】

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月25日変更)」から抜粋。

催物等の開催に対する中止または延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染予防策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件(人数上限)を緩和することとされている。

基本的な考え方

時 期		収容率	人数上限
【 移行期間】 ステップ① 5 月 2 5 日～	屋内	5 0 %以内	1 0 0 人
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	2 0 0 人
ステップ② 6 月 1 9 日～ *ステップ①から概 ね3 週間後	屋内	5 0 %以内	1 , 0 0 0 人
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	1 , 0 0 0 人
ステップ③ 7 月 1 0 日～ *ステップ②から概 ね3 週間後	屋内	5 0 %以内	5 , 0 0 0 人
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	5 , 0 0 0 人
【 移行期間後】 ステップ④ 8 月 1 日を目途 *ステップ③から概 ね3 週間後	屋内	5 0 %以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	上限なし

注意：収容率と人数制限でどちらか小さい方を限度
（両方の条件を満たす必要あり）

【資料】

施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準

山 梨 県

令和2年5月9日

(令和2年7月8日改訂)

1 基準の趣旨(位置づけ)について

新型コロナウイルス感染拡大予防のための山梨県からの協力要請においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)に基づき施設の使用停止及び催物の開催停止(以下「使用停止等」という)の協力を要請している。

当該使用停止等の協力要請については、各業界団体等が感染拡大予防ガイドラインを作成し、施設がこれを適切に遵守する場合には、個別に解除することとしている。

本基準は、当該ガイドラインが適合すべき要件を規定するものである。

なお、本県では、全ての施設・事業所等において適切な感染予防対策を講じるとともに、人との接触の機会を削減するための配慮や工夫を講じるよう協力を要請しているが、本基準は、こうした対策等の参考にもなるものである。

2 ガイドラインの作成・運用について

(1) 作成主体

原則として、業界団体が作成するものとする。

ただし、業界団体が存在しないなど合理的な理由が認められる場合には、各施設が作成することを妨げるものではない。

(2) 記載すべき内容

3に掲げる項目に準拠して、各業界の実態に応じて、具体的な数値、場所、取組内容等を明示して記載するものとする。

また、国による新たな基準の公表や変更等に伴い本基準が見直された場合は、必要に応じて速やかに記載内容を見直すものとする。

(3) 提出・確認

業界団体等は、5月10日(日)から7月31日(金)まで、作成したガイドラインを県に提出することができる。

県は、提出されたガイドラインの内容について、本基準に適合すると確認できた場合には、速やかにその旨を業界団体等に通知するものとする。

(4) チェックリストの作成及び確認

各施設は、(3)において確認されたガイドラインに従って、当該施設の取り組みを確認するためのチェックリストを作成し、業界団体に提出するものとする。

業界団体は、提出されたチェックリストについて、ガイドラインに適合するか審査を行い、確認書を作成したうえで県に協議をするものとする。この場合において、県は必要な資料の提出等を求めることができる。

各施設は、チェックリストによる確認を毎日実施し、その都度業界団体に報告するものとする。この場合において、業界団体はその内容を定期的に(週1回程度)に県に報告するものとする。

なお、各施設がガイドラインの作成主体となる場合には、当該施設におけるチェックリストを直接県に提出し、協議を行うものとする。

(5) 施設の使用停止等の個別解除

(4)の確認書による協議が整った施設について、使用停止等を個別に解除することとする。ただし、当該施設において感染が確認された場合や、感染予防対策が徹底されていないことが確認された場合においては、改めて当該施設に対して休業等の協力要請を行うこととする。

(6) 公表

県は、業界団体等が作成するガイドラインの内容、対象となる施設名をホームページで公表するものとする。

業界団体等は、ガイドラインの内容、対象となる施設名をホームページ等で公表するものとする。

各施設は、ガイドラインに基づく当該施設の取り組みの概要について、出入口に掲示する等の方法により、利用者等へわかりやすく公表するものとする。

3 ガイドラインに記載すべき項目

業界団体は、ガイドラインの作成において、以下の内容に準拠するとともに、各施設における感染予防対策が効果的となるよう、可能な限り具体的に数値、場所、取り組み等を記載すること。

【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等(「密閉」の回避)

〔いずれかを満たすこと〕

- ビル管理法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされているか確認するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行うこと。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- それ以外の施設については、一人あたり毎時30m³の必要換気量を確保すること。
必要換気量が足りない場合は、一部屋あたりの人数を減らすこと。
例 毎時750m³の換気設備があるため、25人まで入場可能
- 換気設備によって必要換気量を確保できない場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどの方法で必要換気量を確保すること。

② 施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)

- 入場者の制限などにより混雑度を管理すること。
例 施設の入口に従業員が立ち、同時に50人以上は入場させない
- 滞在時間の制限や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにすること。
例 時間帯ごとに予約を受け付け、2時間以内に退店を促す
- 動線の工夫やイベントの制限などにより施設内で過度に人が密集する機会を減らすこと。
例 入口から出口まで一方通行にする、タイムセールを行わない

③ 人と人との距離の確保(「密接」の回避)

- 最低1m(マスク着用のない場合は2m)の対人距離を確保すること。
 - ・ 席の配置が決まっている場合は、具体的な使用基準を定めること。
例 四方の席を空ける、座席を一つおきにする
 - ・ そうでない場合には、一人あたりの専有面積を最低3m²として施設内の人数を制限すること。

- 人と人とが対面する場合は、**アクリル板、透明ビニールカーテン**などで**遮蔽**すること。
- **近距離での会話や発声**を避けること。

【 その他の感染予防対策 】

④ マスクの着用

- マスク着用について、**従業員が遵守するとともに、利用者にも周知**すること。

⑤ 手洗い・手指消毒

- **従業員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施**すること。

例 ・入口に消毒設備を設置して、利用者の手指消毒を促す

・従業員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する

⑥ 体調チェック

- **従業員に対して、業務開始前に検温・体調確認**を行うこと。

発熱(例えば平熱より1度以上)や**軽度であっても風邪症状**(せきやのどの痛みなど)、**嘔吐・下痢等の症状**がある場合には、**出勤を停止**すること。

- **入場者に対して、発熱**(例えば平熱より1度以上)や**軽度であっても風邪症状**(せきやのどの痛みなど)、**嘔吐・下痢等の症状**があれば**入場しないように呼びかけるとともに、原則として、入口で入場者への体調確認**を行うこと。

滞在時間の長さや他の感染予防対策の状況によっては、**検温**を行うこと。

⑦ トイレの衛生管理

- 不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗浄レバー等)は、**定期的に清拭消毒**を行うこと。

- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示すること。

- **ハンドドライヤー、共通のタオルを禁止**すること。

例 上記を禁止して、ペーパータオルを設置する、個人用にタオルを準備する

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

- 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避けること。
- 常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒すること。

⑨ 喫煙スペースの使用制限

- 一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けること。

⑩ 清掃・消毒

- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒すること。

＜高頻度に接触する部位＞

テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、
キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、
エレベーターのボタンなど

- 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てること。
ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗うこと。

【 施設ごとの注意点等 】

⑪ 特に大規模集客施設における注意点

- レジ等での対面接客時における距離の確保やパーティション設置等を行うこと。

⑫ 特にホテル・旅館における注意点

- ビュッフェスタイルで食事を提供する場合には、小皿での提供や従業員による取り分けを行うこととし、利用者による取り分けを行う場合は、マスク着用のうえ、不特定多数が接触するものを減らすこと。

例 利用者向けの使い捨て手袋を用意し、トングや箸を共有しない、料理をカバー等で保護する

⑬ 特に屋内運動施設における注意点

- 入場者への検温・体調確認を実施し、感染発生時に備えて利用者の連絡先を確認すること。
- 換気にあたっては、一人あたり毎時60m³の必要換気量を確保すること。
- 更衣室の十分な換気を行う、ロッカーの間隔を空けるなどにより、3つの密が生じないようにすること。
- 近距離での人との接触を伴う活動は行わないこと。

⑭ 特に遊技施設における注意点

- マスク着用のうえ、十分な座席間隔を確保するとともに、入退出時や集合場所等で人と人との十分な間隔を確保すること。
- 適切な換気を行うとともに、利用者の入れ替えのタイミングを利用し消毒を行うこと。
- 客同士が大声で会話しないよう呼びかけるとともに、従業員が確認できるようにBGMや機械の効果音を最小限にすること。

⑮ 特に遊興施設における注意点

- 原則、換気設備による換気を適切に行い、一人あたり毎時30m³の必要換気量を確保すること。
- 複数人が利用する場合は、一人あたりの専有面積を最低3m²として一部屋の人数を制限すること。
- 飲食の提供を行う場合は、最低2mの対人距離を確保し、人と人とは対面しないようにすること。大皿を避け、料理を個々に提供すること。
- カラオケなど歌唱を行う場合であっても、利用者全員がマスクを着用することを周知し、着用状況を確認すること。マイクは利用者ごとに用意すること。
- 客の入れ替えのタイミングで、他人と共有する物品や場所の清拭消毒を行うとともに、個室の十分な換気を行うこと。
- 利用時間は2時間以内に制限すること。

- 入場者への検温・体調確認を実施し、感染発生時に備えて利用者の連絡先を確認すること。
- 特に、キャバレー、バー・スナック(接待を伴うもの)、ナイトクラブ、ライブハウスについては、国において示された業種別ガイドラインを遵守すること。

⑩ チェックリストの作成・確認

- 業界団体は、各施設がガイドラインを遵守しているか確認するため、施設に対して、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成させるとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について報告を求めること。

【参考資料】内閣官房(<https://corona.go.jp/> 業種ごとの感染症拡大予防ガイドライン一覧より)

業種別ガイドラインについて

令和2年7月13日更新

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
1	①劇場、観覧場、映画館、演芸場	公益社団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省	https://www.zenkokubun.jp/ncd-18/index.html
2		全国興行生活衛生同業組合連合会（映画館）	厚生労働省	https://www.zenkeisei.or.jp/sewa-jet/18/4-GOV19-19_g_kokuhin.pdf
3		全国興行生活衛生同業組合連合会（演芸場）	厚生労働省	https://www.zenkeisei.or.jp/sewa-jet/18/25-GOV19-19_g_kokuhin.pdf
4		一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	経済産業省 文部科学省	http://www.snc.or.jp/ncd-18/20200710_01.pdf https://www.apc.or.jp/pdf/COVID-19/20200710_01.pdf http://www.jamr.co.jp/ncd-covid19-covid19-jamr/20200710_01.pdf https://www.jamr.co.jp/ncd-covid19-covid19-jamr/20200710_01.pdf http://www.jamr.co.jp/ncd-covid19-covid19-jamr/20200710_01.pdf
5		クラシック音楽公演運営推進協議会	文部科学省	https://www.classic.or.jp/2020/06/blog-post.html
6		緊急事態舞台芸術ネットワーク	文部科学省	https://www.jstage.or.jp/news/06030a.pdf
7	②集会場、公会堂	公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省	https://www.kokuhin.or.jp/ncd-covid19-covid19-kokuhin/20200710_02.pdf
8		一般社団法人日本コンベンション協会（MICE）	国土交通省	https://jpm-ca.org/news/0146/
9		公益社団法人 日本青年会連所	経済産業省	http://www.jyosen.or.jp/
10	③展示場	一般社団法人 日本展示会協会	経済産業省	https://www.nitankyo.co.jp/
11	④体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場	公益財団法人 日本スポーツ協会	文部科学省	https://www.japan-sports.or.jp/news/1808211n-FBancil-4155
12		公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	文部科学省	https://www.jpc.or.jp/news/082120200821-002154.html
13		公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	https://www.jleague.jp/news/article/17301/
14		一般社団法人 日本女子サッカーリーグ	文部科学省	http://www.nadeshiko-japan.or.jp/news/082120200821-002154.html
15		一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会	経済産業省	http://www.jgfa.or.jp/news/2020/08/01/coronavirusguideline.pdf
16		公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省	http://www.jpbg.or.jp/ncd-covid19-covid19-jpbg/20200801-002154.html
17		公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	経済産業省	https://www.jgfa.or.jp/news/2020/08/01/coronavirusguideline.pdf
18		公益社団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	https://www.jta.or.jp/ncd-covid19-covid19-jta/20200801-002154.html
19		一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省	https://www.jamr.co.jp/ncd-covid19-covid19-jamr/20200801-002154.html
20		一般社団法人 全日本指定射撃場協会	警察庁	http://jsho.or.jp/covid19/
21		全国麻雀業組合総連合会	警察庁	https://www.majin.or.jp/
22		パチンコ・パチスロ産業21世紀会	警察庁	https://www.pachinko.or.jp/
23		公益財団法人 日本ゴルフ協会	文部科学省	http://www.jga.or.jp/jsp/championship/news_detail_17425.html
24		公益社団法人 日本プロゴルフ協会	文部科学省	http://www.jpca.or.jp/2020/06/ncst_2581.html
25		一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会	文部科学省	https://www.jpca.or.jp/news/nc/49/bb
26		一般社団法人 日本ゴルフツアー機構	文部科学省	https://www.jtco.or.jp/covid19-covid19-jtco/20200801-002154.html
27		一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会	経済産業省	http://www.golf-japan.or.jp/covid19_guideline
28		公益社団法人 日本ボウリング場協会	経済産業省	https://www.bowling.or.jp/
29		公益社団法人 日本プロボウリング協会	文部科学省	https://www.pbs.jp/assets/pdf/tournament/2020/nc-covid19-guideline.pdf
30		一般社団法人 日本レジャーダイビング協会	経済産業省	https://www.jrc.or.jp/
31		スクーバダイビング事業協同組合	経済産業省	http://www.sbk.or.jp/

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
25		一般社団法人 日本野球機構	文部科学省	https://npa.jp/nps/20200617_coronavirus_guideline.pdf https://npa.jp/nps/20200707_guideline_for_2020season_games.pdf
26		一般財団法人 日本ボクシングコミッション 日本プロボクシング協会	文部科学省	https://www.jbc.or.jp/
27		東日本遊園地協会 西日本遊園地協会 等	経済産業省	https://www.e-entertainment.co.jp/amusement_care_guideline.pdf https://www.nagashima-onsen.co.jp/spa-and/eng/contents/updates/2020/20200719_COVID19_guideline.pdf
28	④体育館、水泳場、 ボーリング場、	一般社団法人 日本スイミングクラブ協会	経済産業省	http://www.sc-net.or.jp/pdf/COVID19_Guidelines.pdf
29	運動施設、遊技場	一般社団法人 日本フィットネス産業協会	経済産業省	https://www.f.a.c.o.jp/public/10325/
30		公益財団法人 日本博物館協会	文部科学省	https://www-n.museum/a/20200419/pdf/am_covid_guideline_20200525.pdf
31	⑤博物館、美術館、 図書館	公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省	http://www.jla.or.jp/home/news_list/tab.c/67/Default.aspx?item=5120
32		公益社団法人 全国学校図書館協議会	文部科学省	https://www.jla.or.jp/pdf/sjo_guideline20200519.pdf
33		地方競馬全国協会	農林水産省	https://www.makajp/jcsb/20200409/covid19_guidelines.html
34		一般社団法人 ライブハウスコミッション NPO法人 日本ライブハウス協会 飲食を主体とするライブスペース運営協議会 日本音楽会場協会	厚生労働省	http://lhc.toys.jp/ http://j-lhb-house.org/guideline/ http://www.japan-music.com/
35		全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	https://zenzai-net/
36		一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会 一般社団法人 カラオケ使用者連盟 一般社団法人 全国カラオケ事業者協会	経済産業省 文部科学省	http://www.kca.or.jp/plaza/04w/a2a362c5b7e927a365d1c5078a2a7a2c https://www.koa.or.jp/pdf/guideline.pdf http://www.koanet.or.jp/04w/a2a362c5b7e927a365d1c5078a2a7a2c
37	⑥遊興施設	公益社団法人 全国競輪施行者協議会 全国小型自動車競走施行者協議会 公益財団法人 J K A 一般財団法人 東日本小型自動車競走会 一般財団法人 西日本小型自動車競走会 一般社団法人 日本競輪選手会 一般社団法人 全日本オートレース選手会 一般社団法人 全国場外車券売場設置者協議会	経済産業省	http://www.rn.or.jp/ https://www.kojin.co.jp/NTWS/20202829.html http://kenn-pcu.org/news.php?DB_ID=992
38		一般社団法人 ナイトクラブエンターテインメント協会 西日本クラブ協会 ミュージックバー協会	警察庁	http://nca.or.jp/ https://wpa-official.com/
39		ボートレースコロナ対策決定本部	国土交通省	https://www.mtrboatracers-association.jp/
40		公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省	https://jsa.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/guidelinev3.pdf
41		特定非営利活動法人 全国検定振興機構	文部科学省	https://www.zenken.or.jp/newsletter/1549.html
42	⑦自動車教習所、 学習塾等	一般社団法人 全国外国語教育振興協会	経済産業省	https://zeuca.kva.jp/2020/04/21/
43		一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会	経済産業省	http://www.piano.or.jp/ntz/news/2020/03/31_26003.html
44		全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁	http://www.zenshin.or.jp
45		全国届出自動車教習所協会	警察庁	http://www.zenjiyo.co.jp
46	⑧医療サービス	一般社団法人 日本総合健診医学会 公益社団法人 日本人間ドック学会 公益財団法人 結核予防会 公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 公益財団法人 日本対がん協会 公益社団法人 全日本病院協会 一般社団法人 日本病院会 公益財団法人 予防医学事業中央会	厚生労働省	https://hsc.jp/np/kenkyu/road_15.sp?area=0&e5 https://www.jinger-cook.jp/covid19_dock https://www.anta.or.jp/ http://www.zeniten.or.jp/ https://www.cancer.jp/about/cancer_and_checkup https://www.aiha.or.jp/training/qa-checkup/ http://www.hospital.or.jp/covid19_dock.html http://www.yoboujigaku-chu.co.jp/

令和2年7月13日更新

3

令和2年7月13日更新

4

令和2年7月13日更新

25

業種別ガイドラインについて

令和2年7月13日更新

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
金融	一般社団法人 全国信用金庫協会	金融庁	https://www.shinkin.co.jp/news/pdf/20200713g_ideline.pdf
	一般社団法人 全国信用組合中央協会	金融庁	https://www.shinchokeizai.co.jp/pdf/news/20200713_cct
	一般社団法人 全国労働金庫協会	金融庁	https://a1001.ror.jp/important/file/kororaku-delirs.pdf
	一般社団法人 生命保険協会	金融庁	https://www.gei.co.jp/data/illbcrd/c_saste-05/pdf/01.pdf
	一般社団法人 損害保険協会	金融庁	https://www.sompo.co.jp/news/covid-19/index.htm
	日本貸金業協会	金融庁	7月公表予定
	一般社団法人 日本クレジット協会	経済産業省	https://www.jcred.co.jp/
	公益社団法人 リース事業協会	経済産業省	https://www.lease.or.jp/docs/guide/20200729.pdf
物流、運送	鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等）	国土交通省	http://www.minpkyo.or.jp/association/news/2020/07/20200720.html
	公益社団法人 日本バス協会	国土交通省	http://www.bus.or.jp/news/covid-19guide_na_v3.pdf
	貸切バス旅行連絡会 （公益財団法人 日本バス協会、 一般社団法人 日本旅行業協会、 一般社団法人 全国旅行業協会）	国土交通省	http://www.bus.or.jp/news/index.html https://www.jsta-net.co.jp/virus/ http://www.unjia.or.jp/covid-19/
	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	国土交通省	http://www.nai-japan.co.jp/article/2020_07/0720_20200718_18
	一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省	http://www.koin-taxi.co.jp/
	公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省	http://www.ta.or.jp/info/covid19/guide.htm
	一般社団法人 日本自動車リース協会連合会	経済産業省	http://www.sia.or.jp/
	日本内航海運組合総連合会	国土交通省	http://www.nelco.kaiun.co.jp/
	一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省	https://www.shica.or.jp/news_detail.php?id=735d
	一般社団法人 日本船主協会	国土交通省	http://www.sanet.or.jp/covid_19/index.html
	一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省	http://www.ios.co.jp/document/covid19_guidelines.pdf
	日本船舶代理店協会	国土交通省	https://www.sanctiv.co.jp/
	外航船舶代理店業協会	国土交通省	http://www.afaa11/
	定期航空協会 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	国土交通省	http://www.kaiu.or.jp/ http://www.an-tamir.or.jp/
	一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省	https://www.jata-net.or.jp/virus/ http://www.unjia.or.jp/covid-19/
物流、運送	一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省	http://www.jesack.co.jp/index.php
	一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省	http://www.jwsc.jp/
	公益社団法人 全国通運連盟 一般社団法人 航空貨物運送協会 一般社団法人 国際フレイトフォワーダーズ協会 日本内航運送取扱業海運組合	国土交通省	http://www.j-nnnet.co.jp/ http://www.jairt.jp/ https://www.fta.jp/
	全国トラックターミナル協会	国土交通省	http://www.zennacw.jp/
	日本郵便株式会社	総務省	https://www.jpost.spaipost.jp/
	一般社団法人 日本港運協会	国土交通省	http://jts.or.jp/docs/covid19/20200718.pdf
	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keizai-den.or.jp/zshc/2020/0710.html
	一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省	https://www.sai.co.jp/
	一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省	http://www.casa.or.jp/detail.html?k=1451

業種別ガイドラインについて

令和2年7月13日更新

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
152		一般社団法人情報サービス産業協会	経済産業省	https://www.isa.or.jp/
153	社オフィス事務全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keizairon.zen.go.jp/2020/04/01.html
154		一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	国土交通省	http://www.bldg.or.jp/
155	企業活動、治安維持	一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	http://www.nkepa.or.jp/
156		公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	厚生労働省	https://www.jbma.or.jp/2020-15-guideline
157	行政サービス	日本公証人連合会	法務省	http://www.koshin.or.jp/press/rela.asp/20200514.htm

※上記のほか、学校、医療機関、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設、試験場等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。